附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この府令による改正後の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新連結財務諸表規則」という。）第六十九条の五第四項及び第六十九条の六第一項の規定は、令和六年四月一日以後に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表について適用し、同日前に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表については、なお従前の例による。ただし、令和五年四月一日以後に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表については、これらの規定を適用することができる。

2　前項の規定により連結財務諸表に初めて新連結財務諸表規則第六十九条の五第四項及び第六十九条の六第一項の規定を適用する場合には、当該連結財務諸表に含まれる比較情報（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第八条の三に規定する比較情報をいい、新連結財務諸表規則第六十九条の五第四項及び第六十九条の六第一項に係るものに限る。）については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

3　前二項の規定は、中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表につき、中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号）第七十条の五において新連結財務諸表規則第六十九条の五第四項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、前項中「場合」とあるのは「場合（直前の連結会計年度に係る連結財務諸表に新連結財務諸表規則第六十九条の五第四項の規定を適用している場合を除く。）」と、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第八条の三」とあるのは「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第四条の二」と読み替えるものとする。

4　第一項及び第二項の規定は、連結会計年度に属する四半期連結累計期間及び四半期連結会計期間に係る四半期連結財務諸表につき、四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十四号）第八十三条の五において新連結財務諸表規則第六十九条の五第四項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第二項中「場合」とあるのは「場合（直前の連結会計年度に係る連結財務諸表に新連結財務諸表規則第六十九条の五第四項の規定を適用している場合を除く。）」と、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第八条の三」とあるのは「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第五条の三」と読み替えるものとする。

省　令

○総務省令第二十一号

地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第十七条の二第二項の規定に基づき、地方公営企業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月二十七日

総務大臣　松本　剛明

地方公営企業法施行規則の一部を改正する省令

地方公営企業法施行規則（昭和二十七年総理府令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別記第三号（第四十六条関係） 給与費明細書様式 給　与　費　明　細　書 1　総括 ［表略］ （注）　［1　略］ 2　（　）内には、短時間勤務職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）について外書きすること。	**別記第三号**（第四十六条関係） 給与費明細書様式 給　与　費　明　細　書 1　総括 ［表同左］ （注）　［1　同左］ 2　（　）内には、短時間勤務職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）について外書きすること。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

○法務省令第七号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月二十七日

法務大臣　齋藤　健

出入国管理及び難民認定法施行規則及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則の一部を改正する省令

（出入国管理及び難民認定法施行規則の一部改正）

第一条　出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第二項中「三月」を「六月」に改める。